

学校法人武蔵野美術大学役員賞与支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、学校法人武蔵野美術大学（以下「法人」という。）役員のうち理事長、学長及び常務理事に支給する役員賞与について定める。

(役員賞与の支給)

第2条 理事長、学長及び常務理事（この法人の職員である学長及び常務理事を除く。）には、学校法人武蔵野美術大学給与規則第30条に規定する慰労手当に準じて役員賞与を支給することがある。

(支給の基準)

第3条 役員賞与の支給率は、この法人の職員に準じる。この場合において、理事長手当、学長手当及び常務理事手当は役員賞与の計算に勘案し、役員手当は勘案しない。

(規則の改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の議決を要する。

附 則

この基準は、平成16年3月31日から施行する。